

## 研究資料

# 動物スポーツにおける公営ギャンブル文化調査報告

— 韓国の清道ソ・サウム (闘牛) 競技場を中心として —

李 承澤\*  
朴 周鳳\*\*

## 1. はじめに

2017年8月22日～24日までの3日間にかけて、韓国の慶尚北道「清道郡」で行われている公営ギャンブルとしての闘牛を調査するため、そのメイン競技場である「清道ソ・サウム競技場」を訪れた。その競技場は、ソウルから約330 km、釜山からは約80 km離れたところで、繊維産業都市である大邱からも近い清道郡は、韓国の近代化運動であるセマウル運動（朴正熙元大統領の主導で1970年から行った汎国民的地域社会の開発運動・2013年6月18日ユネスコ世界記録遺産として登録）の発祥地でもある。

## 2. 韓国の闘牛 (ソ・サウム) の起源と現況

### 2-1 ソ・サウムに関する口伝伝承

韓国のソ・サウムに関しては多くの口伝が伝えられている。その中、時代的に最も古い口伝としては、三国時代に新羅が百済の土地を奪ったことに対する勝戦記念の祭りとしてソ・サウムを行ったと言われている<sup>1)</sup>。

他には、放牧して草を食む牛が、雌牛を取るた

めの喧嘩から変容して、現在のソ・サウムの形になったとする自然発生説もある<sup>2)</sup>。

### 2-2 ソ・サウムに関する記録

韓国におけるソ・サウムに関する記録は、日本の植民地時代（1910年～1945年）に朝鮮総督府が出した書から確認できる。1919年に起きた「3.1運動（独立運動）」によって高まった民族意識が、また多くの民衆が集まるソ・サウムの競技場を通じて拡散されることを心配した。そのため民情が回復するまでソ・サウムをすべて禁止したが、晋州のソ・サウムだけは例外的に、良い牛種が確保できることが認められ、朝鮮総督府は畜産奨励の政策として1923年頃復活させた<sup>3)</sup>。

### 2-3 今日におけるソ・サウムの現況

町の遊びとして、または「チュソク（日本のお盆）」の民俗祭りとして行われたソ・サウムは、1972年、晋州から「晋州闘牛協会」を発足し、1982年には「韓国闘牛協会」という名で社会団体が設立され、組織化を始めた。こうした組織化はソ・サウム拡散の原動力となり、1976年晋州ソ・サウム全国大会、1986年金海ソ・サウム全国大会、1987年宜寧ソ・サウム全国大会、1990年

\* 早稲田大学    \*\* 国際武道大学

清道<sup>チョンド</sup>ソ・サウム全国大会, 1991年密陽<sup>ミリヤン</sup>ソ・サウム全国大会, 1990年代からは, 昌原<sup>チャンウォン</sup>, 咸安<sup>ハマン</sup>, 大邱<sup>テグ</sup>, 井邑<sup>チョンウプ</sup>, 沃川<sup>オクチョン</sup>など, 全国12カ所で行われるほど人気種目となった<sup>4)</sup>。

その中, 清道は晋州より遅れて1990年に全国大会を開催したが, 韓国で最初に「清道ソ・サウム祭り」という名で, 文化観光部(現在の文化体育観光部)からの公認を受けた(1999年)地域として, ソ・サウムの権威がもたらされることになった。

以下は, 清道ソ・サウムの展開事項をまとめたものである。

表1 清道ソ・サウムの展開事項

1990年	清道 <sup>チョンド</sup> ソ・サウム全国大会
1999年	文化観光部による「清道ソ・サウム祭り」の公認
2000年	清道公営ソ・サウム競技場着工
2001年	清道ソ・サウム世界化宣言式
2001年	伝統ソ・サウムに競技による法律(案)国会上程
2002年	伝統ソ・サウムに競技による法律公布法律第6722号
2003年	伝統ソ・サウムに競技による法律施行令公布第17922号
2003年	伝統ソ・サウムに競技による法律施行令規則公布第1435号
2003年	清道公営事業公社設置の条例制定
2003年	農林畜産食品部 ソ・サウム競技施行の許可(農林部→清道)
2004年	実施協約の変更締結(清道→株式会社 韓国牛事会)
2005年	競技施行の許可及び競技場設置の許可承認(農林部→清道公営事業公社)
2006年	新大邱釜山間高速道路の清道PA内, 農特産品販売開始
2007年	清道公営ギャンブル競技場 竣工
2008年	韓国牛事会 受託事業者 指定
2010年	ソ・サウム競技事業の開場協約書
2013年	現代式 観覧室「望み館」竣工
2016年	2017年 清道ソ・サウム 事業計画の承認(農林部)

このような清道ソ・サウム発展の背景には, この地域出身の国会議員「パク・ゼウック」による影響が大きかったと考えられる。彼は1999年文化観光部によって, 韓国トップ10地域文化観光祭りとして指定されたソ・サウムに対して, 2001

年それぞれの法的保護を中心とする法案を発議した。主な趣旨は, 伝統民俗文化の保存と伝承, 地域の観光, 畜産産業の復興, 全国的なレジャー文化として発展させることであった。

表2 パク・ゼウック議員のプロフィール



- ・パク・ゼウック、1938年1月4日生
- ・第11、16代 国会議員 ・慶尚北道所属
- ・1962ファガン高校設立
- ・1964キョンシン商業学校設立
- ・1968-78キョンシン中、高校設立
- ・1981第11代 代議士
- ・1985ヒョンソン女子商業高校設立
- ・1995慶北女子外国語大学設立
- ・1999大邱外国語大学設立
- ・2000ヨンナムサイバー大学設立
- ・2000第16代 代議士
- 外、現在韓国ゴルフ研究所運営

1999年文化観光部から指定された韓国のトップ10地域文化観光祭りのソ・サウムを2001年法案発議  
伝統民俗文化の保存と伝承, 地域の観光と畜産復興を目標, 全国的なレジャー文化志向

### 3. 競技場設立の根拠と目的

#### 3-1 地方公企業法 第14839号, 1969年

第2条(適用範囲) ②-3:「体育の施設・利用に関する法律」による体育施設業

第2条(適用範囲) ②-4:「観光振興法」による観光事業(旅行業及びカジノ業は除く)

第49条:ローカル・ガバメントは第2条の規定による事業を効率的に遂行するため, 必要な場合には地方公社を設立することがある

#### 3-2 体育の施設・利用に関する法律 第4719号, 1994年

第22条(体育施設の業者の遵守事項)

2:体育施設内で行われるギャンブルや他の射倖行為を助長し, 黙認しないことにする。

#### 3-3 伝統牛喧嘩(ソ・サウム)の競技による法律 第6722号, 2002年

この法律は、伝統的な伝承の流れによって、ソ・サウムを活性化し、ソ・サウムに関する事項を規定すること、農村地域の開発と畜産発展の促進に貢献することを目的とする。

### 3-4 公営事業の公社設置条例

地方公企業第 49 条及び伝統ソ・サウムに関する法律第 6 条の規定により、清道公営事業公社を設置し、常設ソ・サウム競技運営の事業及び食品加工販売、地域開発事業（宅地開発、住宅開発）を通して、伝統ソ・サウムを活性化し郡民の福祉向上及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

### 3-5 設立の目的

清道公営事業公社 定款 第 1 条

公社は地方公企業法と清道公営事業公社の設置条例によって決まったものとして、郡民の福祉向上及び地方財政拡充と地域社会の発展に貢献することを目的とする。

## 4. 動物保護法の不適用

韓国における動物保護法では、食用動物の屠畜、屠畜場までの安定な移動環境確保、動物実験のための使用などが制限あるいは禁止されている。

### 4-1 動物保護法 第 4379 号, 1991 年

この法律は、動物に関する虐待行為を防止するなどの動物を適正に保護・管理するために必要な事項を規定したもので、動物の生命保護、安全保障及び福祉の増進、動物の生命尊重など、動物に対する国民的情緒を養うことを目的としている。

こうした趣旨の元で、

「動物保護法 第 8 条（動物虐待などの禁止）」

#### ②-3

ギャンブル、宣伝、娯楽、風俗などの目的を持つ

て、動物に傷害をかける行為。ただ、民俗競技など、農林畜産食品の部令で決める場合は除く。」

この規定の違反者には「第 46 条罰則」を適用、1 年以下の懲役、または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

と明記されている。しかし、ソ・サウムに関しては「民俗競技」として、動物保護法が適用されていない。こうした法的な装置はソ・サウムの定着や拡大に一助したものであったが、それに対して他の民俗動物スポーツ（闘犬、闘鶏など）の伝承を行っている団体からは、「動物文化差別」ということで、政府の政策に対して強い不満を表している。

## 5. 競技場の施設とギャンブル事業

### 5-1 清道ソ・サウム競技場<sup>5)</sup>

競技場の所在地は、慶尚北道清道郡華陽邑南省峴路 348 である。全 24, 095 平の土地面積で、約 1500 台分の駐車場、約 11, 245 個の観覧席が設けられ、自動開閉式ドーム型競技場になっている。そして、競技場内には直径 31m リング設置されている。この競技場を含め、競技に対するすべての管理・運営は「清道公営事業公社」が担当している。

### 5-2 牛の選定と飼育

ソ・サウムに参加する牛に対して調練者の証言によると、牛は品種改良を行った闘牛専用の牛ではなく、一般の牛から性格が荒くて、戦えそうなものを選ぶのであった。角が生える模様もさまざまであるが基本的に牛の性向に任せるという。牛のトレーニングに関しては、牛の持ち主によって若干の差はあるが、マスコミで知られている蛇などの特別な保養食を食べさせることはなかった。稀に漢方薬を飲ませることはあるが、普通に草が主食であった。

### 5-3 公営ギャンブル

清道におけるソ・サウムは合法的公営ギャンブル競技として、毎年1月から12月まで、毎週土・日曜日、1日12競技、1対1の勝負で行われている。こうした競技に参加するにはまず、牛主と牛の登録が必要である。だが、登録をしたから全て競技に参加できるものではなく、年何回行われる牛の器量測定で良い評価を受けた牛が優先される。そして、競技ごとに与えられる配当金は、週末の競技に勝つと200～400万ウォン(約20～40万円)、年末の競技に勝つと800～900万ウォン(約80～90万円)が牛主に支払われるようである。

また、清道ソ・サウムはギャンブルとしてのシステムを構築するため、現在のスポーツのように牛のプロフィールから技、試合時間、勝敗結果、配当率などの情報を管理している。ギャンブルの方は、競技の勝敗にお金をかける方式で、1回ごとに最大10万ウォン(約1万円)まで賭けることができる。お金の賭け方は、競馬と同じよう

に、公開されている牛の情報から牛を選び、それをマークシートに記入する形である。配当率は最大7900倍まであったとされる。

さらに、ギャンブルとしての弊害を防ぐため、入場の時には、禁止された物(銃、火薬類、アルコール類、炊事道具、競技の邪魔になる笛など)の所持、私設ギャンブル(個人間での取引)に対しては厳しく制限されている。特に私設ギャンブルに対しては、入り口の掲示板にその名前や住所が貼られ、入場禁止とされている。さらに私設ギャンブルを発見した場合、「射倂産業統合監督委員会」へ報告すると、最大2千万ウォン(約200

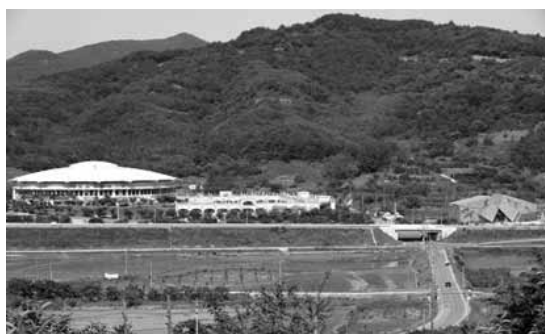


写真1 清道ソ・サウム競技場団地(韓国郷土文化電子大典より)



写真3 入場禁止者と禁止物のリスト

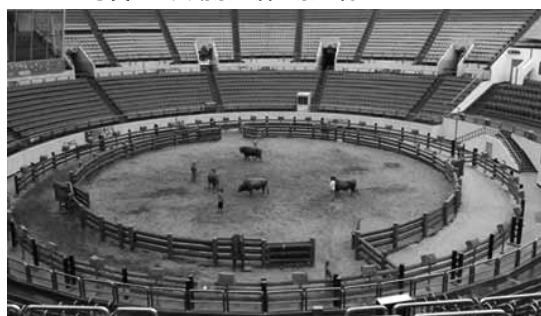


写真4 競技場の内部(リング)



写真2 競技場



写真5 投票(牛券)方法の案内(日本語)



写真6 清道テーマパーク 外部 (1)

万円)の謝礼金をもらえるため、こちらを狙って訪問する人も多いようである。

そして、場合によっては、牛とのスポンサー契約が結ばれることもあり、その時は、牛の体に入りたい文字を染めるといふ。

#### 5-4 清道ソ・サウムテーマパーク

競技場と同じ団地にあるテーマパークは、ソ・サウムについての歴史的資料を中心に、ソ・サウムを行う牛の餌、角の形、試合技術、トレーニング方法などソ・サウムが理解できるように展示されている。その中には、ソ・サウムが正々堂々な「民俗動物スポーツ」であることをアピールするアニメ(20分程度)が上映されており、これは動物



[ポケモンGO]  
ポケモン出現場所  
ネットゲームの産業を利用した宣伝



竣工の碑  
工事期間：2010.9 - 2012.3  
発注：(株)YH建設  
監理：ウジン建築事務所

写真7 テーマパーク 外部 (2)



写真8 ロボットソ・サウム  
実際に戦う牛の3/2の大きさ。  
「韓国ロボット融合研究所」が製作、8つのわざを再現。  
(テーマパーク内部1)



写真9 競技における8つのわざ



写真10 角の形による技術の特徴 (テーマパーク内部2)



写真11 牛のトレーニング方法(左)と餌の説明(右) (テーマパーク内部3)

を戦わせることを批判する今の風潮を意識し、ソ・サウムに対するイメージの改善を目的とするものであると見られる。

また本テーマパークには、牛のトレーニング方法と餌なども説明され、トレーニング方法としては、山を登りながら筋力や体力を鍛えるか、重いタイヤなどの道具を利用するのがほとんどであった。そして技的には、角を強くするためのトレーニングから角を利用した技の覚えるトレーニングが済んだ後に、実戦練習に入るとされている。さらに全国的な試合のため、車での移動に適應するトレーニングもあった。

食べる餌に対しては上記の調練者の話より詳しく書かれ、スタミナの向上のため、海の生だこ、鹿角のエキス、人参などを入れた漢方薬のエキスも摂取するようであった。

## 6. まとめ

清道のソ・サウムは、韓国初の動物を利用した

公営ギャンブルとして、動物スポーツに新たな展開道を提示するものであった。しかし、その反面、ギャンブルに対する厳しい社会的雰囲気、動物虐待という批判も少なくない中、これからもあらゆる形で変容していく余地は十分にあると見られるものであった。また、なくなりつつある民俗競技としての動物スポーツの継承は、伝統文化の保存という肯定的な面も確かにあるが、現代社会において多様化する動物及び動物スポーツに対する概念の変化に如何に対応していくかは、かなり難しい課題であると考えられる。

### 【参考文献】

- 1) 晋州文化院 (1996), 「晋州礼贊」, p.430
- 2) ゴ・オンギュ (2010), 「晋州ソ・サウムを通じた伝統の再構成と観光」, 『民族文化論叢』, 第46号, p.483
- 3) 慶尚南道 (1925), 「朝鮮：晋州の闘牛」, 朝鮮総督府, p.61
- 4) 中村民雄他 (2015), 『21世紀スポーツ大事典』, p.635
- 5) 清道公営事業公社, <http://www.sossaum.or.kr>, 2017年12月10日